

岩手県告示第120号

行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する処分をした。

平成31年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成31年2月15日
- 2 処分を受けた行政書士の氏名及び事務所の所在地
 - (1) 氏名 岡田茂雄
 - (2) 事務所の所在地 盛岡市東安庭一丁目2番24号
- 3 処分の内容 平成31年2月15日から同年3月14日までの間の業務の停止
- 4 処分の理由 2(1)に掲げる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経営事項審査申請に関する業務（以下「当該業務」という。）について、補助者に任せきりにし、補助者に対する厳正な指導及び監督を怠った。その結果、補助者が、依頼人から受任した当該業務について、業務を完了しなかったのみならず、経営事項審査結果通知書を偽造し、依頼人に交付した。
また、2(1)に掲げる者は、依頼人から受任した当該業務について、業務を完了しなかったにもかかわらず報酬を受けたが、その際、領収証の作成及び交付をしなかった。
これらのことが、法第10条及び第13条並びに行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第10条の規定に違反すると認められる。